

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表（令和4年10月1日改正）

赤字下線：今回改正箇所

現 行	改 正 後
<p>第1 適用範囲</p> <p>1 この用地調査等業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、宮崎県の所掌する公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額等の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等業務」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。</p> <p>2 用地調査等業務の業務範囲は次のとおりとする。 (1) ～ (11) [略] (12) 第15 <u>工損調査</u>等</p> <p>3 [略]</p> <p><u>4 土地の測量調査（用地測量）については、「設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛」（宮崎県県土整備部）によるものとする。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>第3 業務費の内容及び積算</p> <p>1 直接原価 [略]</p> <p>(1) 直接人件費 ア [略] イ <u>補正率の取扱い</u> 各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。 なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難しい場合においては、<u>見積</u>を徴収するものとする。</p>	<p>第1 適用範囲</p> <p>1 この用地調査等業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、宮崎県<u>県土整備部</u>の所掌する公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額等の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等業務」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。</p> <p>2 用地調査等業務の業務範囲は次のとおりとする。 (1) ～ (11) [略] (12) 第15 <u>地盤変動影響調査</u>等</p> <p>3 [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p>第3 業務費の内容及び積算</p> <p>1 直接原価 [略]</p> <p>(1) 直接人件費 ア [略] イ 各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。 なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難しい場合においては、<u>見積り</u>を徴収するものとする。</p>

現 行

改 正 後

(例示) 木造建物A (表6-5) の場合

(例示) 木造建物A (表6-5) の場合

職 種	(基準値) 規 模 70 m ² 以上 130 m ² 未満	補 正 率	(補正值) 規 模 200 m ² 以上 300 m ² 未満
技師 A	<u>0.51 人</u>	1.80	<u>0.91 人</u>
技師 B	<u>1.55 人</u>	1.80	<u>2.79 人</u>
技師 C	<u>1.10 人</u>	1.80	<u>1.98 人</u>
技師 D	<u>0.12 人</u>	1.80	<u>0.21 人</u>

職 種	(基準値) 規 模 70 m ² 以上 130 m ² 未満	補 正 率	(補正值) 規 模 200 m ² 以上 300 m ² 未満
技師 A	<u>0.68 人</u>	1.80	<u>1.22 人</u>
技師 B	<u>2.08 人</u>	1.80	<u>3.74 人</u>
技師 C	<u>1.42 人</u>	1.80	<u>2.55 人</u>
技師 D	<u>0.13 人</u>	1.80	<u>0.23 人</u>

注 補正率は、表6-6で定める率である。

注 補正率は、表6-6で定める率である。

(2) 直接経費

(2) 直接経費

ア・イ [略]

ア・イ [略]

ウ 作業費

ウ 作業費

用地調査等業務を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積書を徴収するものとする。

用地調査等業務を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積りを徴収するものとする。

2~7 [略]

2~7 [略]

8 その他

8 その他

(1) 作業区分

(1) 作業区分

[略]

[略]

ア・イ [略]

ア・イ [略]

ウ 算定は、調査内業の成果を基に各種単価の記入及び補償額又は費用負担額等の計算並びに成果物の整理製本等の作業を行うことをいう。

ウ 算定は、調査内業の成果を基に各種単価の記入及び補償額、費用負担額等の計算並びに成果物の整理製本等の作業を行うことをいう。

(別表)

(別表)

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区 分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考

区 分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考

現 行					改 正 後					
建物等の調査	(略)					(略)				
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1		現地踏査		業 務	1	
	木造建物		棟	1		木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1		木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1		非木造建物		棟	1	
						<u>建物</u>	<u>見積</u>	<u>棟</u>	<u>1</u>	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1		建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1		機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1		機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設 備	1		生産設備		設 備	1	
	生産設備	見積	台	1		生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1		附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1		附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1	
	独立工作物		箇 所	1		独立工作物		箇 所	1	
独立工作物	見積	箇 所	1		独立工作物	見積	箇 所	1		
立竹木		m ²	100	(略)	立竹木		m ²	100	(略)	
庭園		箇 所	1		庭園		箇 所	1		

現 行					改 正 後				
	墳墓等		m ²	1		墳墓等		m ²	1
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1		建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1		照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1
照応建物の設計案の作成		案	1	照応建物の設計案の作成	案		1		
	(略)					(略)			
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業 務	1		現地踏査		業 務	1
	関係資料収集		権利者	1		関係資料収集		権利者	1
	企業内容等の調査		事業所	1		企業内容等の調査		事業所	1
	敷地 <u>全体の配置</u>		事業所	1		敷地 <u>利用実態の調査</u>		事業所	1
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1		駐車場等の使用実態追加調査		回	1
	建物調査		棟	1		建物調査		棟	1
	機械設備等調査		事業所	1		機械設備等調査		事業所	1
	移転計画案の作成		事業所	1		移転計画案の作成		事業所	1
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1
移転	現地踏査		業 務	1	移転	現地踏査		業 務	1

現 行					改 正 後				
工 法 案 の 検 討	関係資料収集		権利者	1		関係資料収集		権利者	1
	企業内容等の調査		事業所	1		企業内容等の調査		事業所	1
	敷地利用実態の調査		事業所	1		敷地利用実態の調査		事業所	1
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1		駐車場等の使用実態追加調査		回	1
	移転計画案の作成		事業所	1		移転計画案の作成		事業所	1
	照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1		照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1
	機械設備		事業所	1		機械設備設計		事業所	1
	機械設備	見積	台	1		機械設備設計	見積	台	1
	生産設備		設備	1		生産設備設計		設備	1
	生産設備	見積	台	1		生産設備設計	見積	台	1
	(略)					(略)			
事 前 調 査 ・ 事 後 調 査 及 び	打合せ協議	中間打合せ	回	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業 務	1		現地踏査		業 務	1
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1		事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1
		区分所有建物	棟	1			区分所有建物等	棟	1
	工作物	箇 所	1			工作物	箇 所	1	

現 行					改 正 後				
算定	事後調査（中間調査）	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	算定	事後調査（中間調査）	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1
		区分所有建物	棟	1			区分所有建物 <u>等</u>	棟	1
		工作物	箇所	1			工作物	箇所	1
	算定	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1		算定	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1
		区分所有建物	棟	1			区分所有建物 <u>等</u>	棟	1
		工作物	箇所	1			工作物	箇所	1
(略)				(略)					
第 4 共通 [略]					第 4 共通 [略]				

現 行

第5 権利調査

1 土地の登記記録等の調査

権利調査のうち、表5-1に示す地図転写、地積測量図転写、土地の登記記録の調査、建物の登記記録の調査、権利者の確認調査及び転写連続図の作成に要する業務費の積算の取扱いについては、「設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛」により行うものとする。

表5-1

種 目	種 目
地図転写	この種目の直接人件費の積算歩掛は、 <u>「設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛」</u> 第1編測量業務第2章測量業務標準歩掛第7節用地測量を適用する。 (各種目に係る材料費、機械経費の率においても同様)
地積測量図転写	
土地の登記記録の調査	
建物の登記記録の調査	
権利者の確認調査(当初)	
権利者の確認調査(追跡)	
転写連続図の作成	

2・3 [略]

第6 建物等の調査

1・2 [略]

3 現地踏査

現地踏査は、用地調査等業務の着手に先立ち現地の概況を把握するもので(以下、各業務区分において同じ。)、これに要する直接人件費の積算は、表6-2により行うものとする。

改 正 後

第5 権利調査

1 土地の登記記録等の調査

権利調査のうち、表5-1に示す地図転写、地積測量図転写、土地の登記記録の調査、建物の登記記録の調査、権利者の確認調査及び転写連続図の作成に要する業務費の積算の取扱いについては、「国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書及び設計業務等標準積算基準書(参考資料)」により行うものとする。

表5-1

種 目	種 目
地図転写	この種目の直接人件費の積算歩掛は、 <u>「国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書」</u> 第1編測量業務第2章測量業務標準歩掛第7節用地測量を適用する。 (各種目に係る材料費、機械経費の率においても同様)
地積測量図転写	
土地の登記記録の調査	
建物の登記記録の調査	
権利者の確認調査(当初)	
権利者の確認調査(追跡)	
転写連続図の作成	

2・3 [略]

第6 建物等の調査

1・2 [略]

3 現地踏査

現地踏査は、用地調査等業務の着手に先立ち現地の概況を把握するもので(以下、各業務区分において同じ。)、これに要する直接人件費の積算は、表6-2により行うものとする。

現 行								改 正 後									
<p>この場合において複数の業務区分を同一の業務として発注する場合（例：第6建物等の調査以外に第7営業その他の調査、第8予備調査等の同一発注を行う場合）は、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする（以下、各業務区分において同じ）。</p> <p style="text-align: right;">表6-2</p>								<p>この場合において複数の業務区分を同一の業務として発注する場合（例：第6建物等の調査以外に第7営業その他の調査、第8予備調査等の同一発注を行う場合）は、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする（以下、各業務区分において同じ）。</p> <p style="text-align: right;">表6-2</p>									
[略]								[略]									
<p>4 建物の調査 [略] (1) 木造建物の調査及び算定 [略]</p> <p style="text-align: right;">表6-4</p>								<p>4 建物の調査 [略] (1) 木造建物の調査及び算定 [略]</p> <p style="text-align: right;">表6-4</p>									
[略]								[略]									
表6-5								表6-5									
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.30</u>	<u>0.09</u>	<u>0.12</u>	<u>0.51人</u>		木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.42</u>	<u>0.13</u>	<u>0.13</u>	<u>0.68人</u>	
			技師 B	<u>0.30</u>	<u>0.83</u>	<u>0.42</u>	<u>1.55人</u>					技師 B	<u>0.42</u>	<u>1.18</u>	<u>0.48</u>	<u>2.08人</u>	
			技師 C	<u>0.30</u>	<u>0.62</u>	<u>0.18</u>	<u>1.10人</u>					技師 C	<u>0.42</u>	<u>0.63</u>	<u>0.37</u>	<u>1.42人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>					技師 D	—	—	<u>0.13</u>	<u>0.13人</u>	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.35</u>	<u>0.09</u>	<u>0.12</u>	<u>0.56人</u>		木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.47</u>	<u>0.14</u>	<u>0.15</u>	<u>0.76人</u>	
			技師 B	<u>0.35</u>	<u>1.02</u>	<u>0.42</u>	<u>1.79人</u>					技師 B	<u>0.47</u>	<u>1.40</u>	<u>0.32</u>	<u>2.19人</u>	
			技師 C	<u>0.35</u>	<u>0.75</u>	<u>0.18</u>	<u>1.28人</u>					技師 C	<u>0.47</u>	<u>0.94</u>	<u>0.38</u>	<u>1.79人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>					技師 D	—	—	<u>0.13</u>	<u>0.13人</u>	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.21</u>	<u>0.09</u>	<u>0.09</u>	<u>0.39人</u>		木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.29</u>	<u>0.09</u>	<u>0.13</u>	<u>0.51人</u>	
			技師 B	<u>0.21</u>	<u>0.57</u>	<u>0.32</u>	<u>1.10人</u>					技師 B	<u>0.29</u>	<u>0.60</u>	<u>0.35</u>	<u>1.24人</u>	
			技師 C	<u>0.21</u>	<u>0.25</u>	<u>0.18</u>	<u>0.64人</u>					技師 C	<u>0.29</u>	<u>0.54</u>	<u>0.38</u>	<u>1.21人</u>	

現 行						
			技師 D	-	-	<u>0.12</u> <u>0.12人</u>

改 正 後						
			技師 D	-	-	<u>0.10</u> <u>0.10人</u>

注1 [略]

注2 本表は、石綿調査要領（平成24年3月22日中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

(2) 木造特殊建物の調査及び算定
[略]

表6-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	<u>0.74</u>	<u>0.12</u>	<u>0.12</u>	<u>0.98人</u>	
			技師 A	<u>0.74</u>	<u>2.43</u>	-	<u>3.17人</u>	
			技師 B	<u>0.74</u>	<u>0.54</u>	<u>0.81</u>	<u>2.09人</u>	
			技師 C	-	<u>0.27</u>	<u>0.06</u>	<u>0.33人</u>	
			技師 D	-	-	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>	

注1 [略]

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

注1 [略]

注2 本表は、石綿調査要領（平成24年3月22日中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

(2) 木造特殊建物の調査及び算定
[略]

表6-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	<u>0.70</u>	<u>0.47</u>	<u>0.22</u>	<u>1.39人</u>	
			技師 A	<u>0.70</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.95人</u>	
			技師 B	<u>0.70</u>	<u>1.63</u>	<u>0.59</u>	<u>2.92人</u>	
			技師 C	-	<u>2.10</u>	<u>0.46</u>	<u>2.56人</u>	
			技師 D	-	-	<u>0.22</u>	<u>0.22人</u>	

注1 [略]

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

現 行								改 正 後									
(3) 非木造建物の調査及び算定 [略]								(3) 非木造建物の調査及び算定 [略]									
表6-9								表6-9									
[略]								[略]									
表6-10								表6-10									
[略]								[略]									
表6-11								表6-11									
構造計算を行わない場合								構造計算を行わない場合									
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
非木造建物A	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	<u>0.87</u>	<u>0.42</u>	<u>0.30</u>	<u>1.59人</u>	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物A	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	<u>1.08</u>	<u>0.58</u>	<u>0.38</u>	<u>2.04人</u>	
			技師 A	<u>0.87</u>	<u>1.81</u>	—	<u>2.68人</u>					技師 A	<u>1.08</u>	<u>3.60</u>	—	<u>4.68人</u>	
			技師 B	<u>0.87</u>	<u>3.62</u>	<u>1.35</u>	<u>5.84人</u>					技師 B	<u>1.08</u>	<u>0.48</u>	<u>1.30</u>	<u>2.86人</u>	
			技師 C	—	<u>0.27</u>	<u>0.39</u>	<u>0.66人</u>					技師 C	—	<u>2.54</u>	<u>1.39</u>	<u>3.93人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>					技師 D	—	—	<u>0.23</u>	<u>0.23人</u>	
非木造建物B	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	<u>0.67</u>	<u>0.42</u>	<u>0.30</u>	<u>1.39人</u>	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物B	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	<u>0.83</u>	<u>0.49</u>	<u>0.33</u>	<u>1.65人</u>	
			技師 A	<u>0.67</u>	<u>1.41</u>	—	<u>2.08人</u>					技師 A	<u>0.83</u>	<u>2.76</u>	—	<u>3.59人</u>	
			技師 B	<u>0.67</u>	<u>2.71</u>	<u>1.15</u>	<u>4.53人</u>					技師 B	<u>0.83</u>	<u>0.41</u>	<u>1.10</u>	<u>2.34人</u>	
			技師 C	—	<u>0.27</u>	<u>0.39</u>	<u>0.66人</u>					技師 C	—	<u>1.98</u>	<u>0.97</u>	<u>2.95人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>					技師 D	—	—	<u>0.21</u>	<u>0.21人</u>	
非木造建物C	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	<u>0.98</u>	<u>0.19</u>	<u>0.19</u>	<u>1.36人</u>	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物C	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	<u>0.82</u>	<u>0.37</u>	<u>0.37</u>	<u>1.56人</u>	
			技師 A	<u>0.98</u>	<u>1.41</u>	—	<u>2.39人</u>					技師 A	<u>0.82</u>	<u>2.18</u>	—	<u>3.00人</u>	
			技師 B	<u>0.98</u>	<u>2.97</u>	<u>0.81</u>	<u>4.76人</u>					技師 B	<u>0.82</u>	<u>0.22</u>	<u>0.79</u>	<u>1.83人</u>	
			技師 C	—	<u>0.27</u>	<u>0.39</u>	<u>0.66人</u>					技師 C	—	<u>1.90</u>	<u>1.00</u>	<u>2.90人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>					技師 D	—	—	<u>0.26</u>	<u>0.26人</u>	
												主任技師	二	二	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>	

現 行								改 正 後									
非木造建物D	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.41 0.41 0.41 -	<u>0.12</u> <u>1.47</u> <u>0.66</u> -	<u>0.06</u> <u>0.27</u> <u>0.19</u> <u>0.12</u>	<u>0.59人</u> <u>2.15人</u> <u>1.26人</u> <u>0.12人</u>	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物D	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.41 0.41 0.41 -	<u>0.17</u> <u>1.10</u> <u>0.69</u> -	<u>0.11</u> <u>0.34</u> <u>0.42</u> <u>0.18</u>	<u>0.69人</u> <u>1.85人</u> <u>1.52人</u> <u>0.18人</u>	用途に よる区 分イの 場合
構造計算を行う場合								構造計算を行う場合									
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	<u>0.87</u>	<u>0.42</u>	<u>0.30</u>	<u>1.59人</u>	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	<u>1.08</u>	<u>0.58</u>	<u>0.38</u>	<u>2.04人</u>	
			技師 A	<u>0.87</u>	<u>9.64</u>	-	<u>10.51人</u>					技師 A	<u>1.08</u>	<u>11.43</u>	-	<u>12.51人</u>	
			技師 B	<u>0.87</u>	<u>3.62</u>	<u>1.35</u>	<u>5.84人</u>					技師 B	<u>1.08</u>	<u>0.48</u>	<u>1.30</u>	<u>2.86人</u>	
			技師 C	-	<u>0.27</u>	<u>0.39</u>	<u>0.66人</u>					技師 C	-	<u>2.54</u>	<u>1.39</u>	<u>3.93人</u>	
			技師 D	-	-	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>					技師 D	-	-	<u>0.23</u>	<u>0.23人</u>	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	<u>0.67</u>	<u>0.42</u>	<u>0.30</u>	<u>1.39人</u>	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	<u>0.83</u>	<u>0.49</u>	<u>0.33</u>	<u>1.65人</u>	
			技師 A	<u>0.67</u>	<u>8.12</u>	-	<u>8.79人</u>					技師 A	<u>0.83</u>	<u>9.47</u>	-	<u>10.30人</u>	
			技師 B	<u>0.67</u>	<u>2.71</u>	<u>1.15</u>	<u>4.53人</u>					技師 B	<u>0.83</u>	<u>0.41</u>	<u>1.10</u>	<u>2.34人</u>	
			技師 C	-	<u>0.27</u>	<u>0.39</u>	<u>0.66人</u>					技師 C	-	<u>1.98</u>	<u>0.97</u>	<u>2.95人</u>	
			技師 D	-	-	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>					技師 D	-	-	<u>0.21</u>	<u>0.21人</u>	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	<u>0.98</u>	<u>0.19</u>	<u>0.19</u>	<u>1.36人</u>	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	<u>0.82</u>	<u>0.37</u>	<u>0.37</u>	<u>1.56人</u>	
			技師 A	<u>0.98</u>	<u>6.40</u>	-	<u>7.38人</u>					技師 A	<u>0.82</u>	<u>7.17</u>	-	<u>7.99人</u>	
			技師 B	<u>0.98</u>	<u>2.97</u>	<u>0.81</u>	<u>4.76人</u>					技師 B	<u>0.82</u>	<u>0.22</u>	<u>0.79</u>	<u>1.83人</u>	
			技師 C	-	<u>0.27</u>	<u>0.39</u>	<u>0.66人</u>					技師 C	-	<u>1.90</u>	<u>1.00</u>	<u>2.90人</u>	
			技師 D	-	-	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>					技師 D	-	-	<u>0.26</u>	<u>0.26人</u>	
非木造建物D	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.41	<u>1.47</u>	<u>0.06</u>	<u>1.94人</u>	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物D	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	-	-	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>	
			技師 B	0.41	<u>1.47</u>	<u>0.27</u>	<u>2.15人</u>					技師 A	0.41	<u>1.52</u>	<u>0.11</u>	<u>2.04人</u>	
			技師 C	0.41	<u>0.66</u>	<u>0.19</u>	<u>1.26人</u>					技師 B	0.41	<u>1.10</u>	<u>0.34</u>	<u>1.85人</u>	
			技師 D	-	-	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>					技師 C	0.41	<u>0.69</u>	<u>0.42</u>	<u>1.52人</u>	
													技師 D	-	-	<u>0.18</u>	<u>0.18人</u>

現 行	改 正 後																									
<p>注1 [略]</p> <p>注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの<u>見積</u>に要する費用 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの<u>見積</u>に要する費用 <p style="text-align: right;">表6-12</p>	<p>注1 [略]</p> <p>注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの<u>見積り</u>に要する費用 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの<u>見積り</u>に要する費用 <p style="text-align: right;">表6-12</p>																									
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>																									
	<p><u>(4) 建物の見積り</u></p> <p><u>建物の見積りとは、推定再建築費又は曳家移転料算定要領第2条第3項に係る曳家移転料を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる建物についての見積り（部材等の見積りを除く。）の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-13によって行うものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">表6-13</p> <table border="1" data-bbox="1108 941 2112 1165"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th>外 業</th> <th colspan="2">内 業</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>調 査</th> <th>図面等</th> <th>算 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建物の見積</td> <td rowspan="2">棟</td> <td>主任技師</td> <td>二</td> <td>二</td> <td>0.28</td> <td>0.28人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>二</td> <td>0.77</td> <td>0.30</td> <td>1.07人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 本表は、原則として2社の見積りの徴収に要する費用を含んだ歩掛である。</p>	区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考	調 査	図面等	算 定	建物の見積	棟	主任技師	二	二	0.28	0.28人		技師 A	二	0.77	0.30	1.07人	
区 分	単 位				職 種	外 業	内 業			計	備 考															
		調 査	図面等	算 定																						
建物の見積	棟	主任技師	二	二	0.28	0.28人																				
		技師 A	二	0.77	0.30	1.07人																				

現 行		改 正 後	
<p>5 建物等の法令適合性の調査及び算定</p> <p>建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)、第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-13によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-14により行うものとする。</p>		<p>5 建物等の法令適合性の調査及び算定</p> <p>建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)、第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-14によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-15により行うものとする。</p>	
表6-13		表6-14	
[略]		[略]	
表6-14		表6-15	
[略]		[略]	
<p>6 工作物の調査</p> <p>(1) 機械設備</p> <p>[略]</p> <p>ア 機械設備の区分</p> <p>機械設備の調査及び算定は、表6-15の区分によって行うものとする。</p>		<p>6 工作物の調査</p> <p>(1) 機械設備</p> <p>[略]</p> <p>ア 機械設備の区分</p> <p>機械設備の調査及び算定は、表6-16の区分によって行うものとする。</p>	
表6-15		表6-16	
区 分	判 断 基 準	区 分	判 断 基 準
機械設備A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が200㎡未満である <u>すべての</u> 業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。	機械設備A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が200㎡未満である <u>全ての</u> 業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
[略]		[略]	
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電	機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電

現 行	改 正 後
<p>気機械器具製造業</p> <p>ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車両部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業</p> <p>ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業</p> <p>へ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等</p>	<p>気機械器具製造業</p> <p>ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車両部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業</p> <p>ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業</p> <p>へ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理場等</p>
<p>イ 機械設備の調査及び算定 機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-16により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-16</p>	<p>イ 機械設備の調査及び算定 機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-17により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-17</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-17の補正率表を適用するものとする。</p> <p>注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p style="text-align: right;">表6-17</p>	<p>注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-18の補正率表を適用するものとする。</p> <p>注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用 同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用 <p style="text-align: right;">表6-18</p>
<p>機械設備Aの場合</p> <p>[略]</p>	<p>機械設備Aの場合</p> <p>[略]</p>
<p>ウ 機械設備の見積 機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-18によって行うものとする。</p>	<p>ウ 機械設備の見積 機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積りの徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-19によって行うものとする。</p>

現 行	
表6-18	
[略]	
(2) 生産設備 [略] ア 生産設備の区分 生産設備の調査及び算定を行う場合は、 <u>表6-19</u> の区分によるものとする。	
表6-19	
区 分	判 断 基 準
[略]	
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、 <u>野立の広告施設</u> 、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
イ 生産設備の調査及び算定 生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、 <u>表6-20</u> により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。 なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。	
表6-20	
[略]	
注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、 <u>表6-21</u> の補正率表を適用するものとする。 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して	

改 正 後	
表6-19	
[略]	
(2) 生産設備 [略] ア 生産設備の区分 生産設備の調査及び算定を行う場合は、 <u>表6-20</u> の区分によるものとする。	
表6-20	
区 分	判 断 基 準
[略]	
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
イ 生産設備の調査及び算定 生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、 <u>表6-21</u> により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。 なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。	
表6-21	
[略]	
注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、 <u>表6-22</u> の補正率表を適用するものとする。 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して	

現 行	改 正 後
<p>対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p style="text-align: right;">表6-21</p>	<p>対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用 <p style="text-align: right;">表6-22</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>ウ 生産設備の見積</p> <p>生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-22によって行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-22</p>	<p>ウ 生産設備の見積</p> <p>生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積りの徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-23によって行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-23</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）</p> <p>[略]</p> <p>ア 附帯工作物の区分</p> <p>附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6-23によるものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-23</p>	<p>(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）</p> <p>[略]</p> <p>ア 附帯工作物の区分</p> <p>附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6-24の区分によるものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-24</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>イ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定</p> <p>附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-24</p>	<p>イ 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定</p> <p>附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-25により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-25</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

現 行	改 正 後
<p>注1 [略] 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。 注3 [略] 注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p style="text-align: right;">表6-25</p>	<p>注1 [略] 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-26の補正率表を適用するものとする。 注3 [略] 注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用 <p style="text-align: right;">表6-26</p>
[略]	[略]
<p>ウ 独立工作物の見積 独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-26によって行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-26</p>	<p>ウ 独立工作物の見積 独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-27によって行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-27</p>
[略]	[略]
<p>(4) 立竹木の調査及び算定 立竹木の調査及び算定は、表6-27の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-28により行うものとする。この場合の直接人件費は、次式によるものとする。</p> $\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$ <p>ただし、表6-27の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3)附帯工作物に含めて調査するものとする。</p>	<p>(4) 立竹木の調査及び算定 立竹木の調査及び算定は、表6-28の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-29により行うものとする。この場合の直接人件費は、次式によるものとする。</p> $\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$ <p>ただし、表6-28の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3)附帯工作物に含めて調査するものとする。</p>

現 行	改 正 後
[略] 表6-27	[略] 表6-28
[略] 表6-28	[略] 表6-29
注 調査区域の地形等によって、 <u>表6-29</u> の補正を行うものとする。 表6-29	注 調査区域の地形等によって、 <u>表6-30</u> の補正を行うものとする。 表6-30
(5) 庭園の調査及び算定 庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は <u>表6-30</u> によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、 <u>表6-31</u> により行うものとする。 表6-30	(5) 庭園の調査及び算定 庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は <u>表6-31</u> によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、 <u>表6-32</u> により行うものとする。 表6-31
[略] 表6-31	[略] 表6-32
注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、 <u>表6-32</u> の補正率表を適用するものとする。 注 2 [略] 表6-32	注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、 <u>表6-33</u> の補正率表を適用するものとする。 注 2 [略] 表6-33
[略]	[略]

現 行

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は表6-33によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-34により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表6-33

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む。）墳墓	[略]	[略]
	墳墓C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一面地の面積が1.5㎡以下程度のもの (10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	[略]	

表6-34

[略]

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の

改 正 後

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は表6-34によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-35により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表6-34

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む。）墳墓	[略]	[略]
	墳墓C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一面地の面積が1.5㎡以下のもの (10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	[略]	

表6-35

[略]

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の

現 行	改 正 後
<p>詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行った上で、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-35により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-35</p>	<p>の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行った上で、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-36により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-36</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>8 照応建物の設計案の作成等 [略]</p> <p>(1) 建物計画案の策定 照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-36により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-36</p>	<p>8 照応建物の設計案の作成等 [略]</p> <p>(1) 建物計画案の策定 照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-37により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-37</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6-36を適用するものとする。</p> <p>(2) 照応建物の設計案の作成 概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表6-37により行うものとする。 なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。 ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 <u>6</u> 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。</p>	<p>注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6-37を適用するものとする。</p> <p>(2) 照応建物の設計案の作成 概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表6-38により行うものとする。 なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。 ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む。）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 <u>7</u> 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p style="text-align: right;">表6-37</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 <u>6</u> 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。</p> <p>第7 [略]</p> <p>第8 予備調査</p> <p>予備調査は、大規模敷地等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲 <u>または</u> 宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査とする。</p> <p>なお、本調査を行った建物等（機械設備、生産設備及び附帯工作物）については、第6建物等の調査に当たって次の点に留意すること。</p> <p>（留意点）[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 現地踏査</p> <p>現地踏査の費用内容及び <u>取り扱い</u> は、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-1により行うものとする。</p>	<p style="text-align: right;">表6-38</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第6建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む。）することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 <u>7</u> 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。</p> <p>第7 [略]</p> <p>第8 予備調査</p> <p>予備調査は、大規模敷地等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲 <u>又は</u> 宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査とする。</p> <p>なお、本調査を行った建物等（機械設備、生産設備及び附帯工作物）については、第6建物等の調査に当たって次の点に留意すること。</p> <p>（留意点）[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 現地踏査</p> <p>現地踏査の費用内容及び <u>取扱い</u> は、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-1により行うものとする。</p>

現 行	改 正 後
表8-1	表8-1
[略]	[略]
<p>3 [略]</p> <p>4 企業内容等の調査 企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-4により行うものとする。 (1) [略] (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目 (3)～(8) [略]</p> <p>5～8 [略]</p> <p>第9 移転工法案の検討 [略]</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 機械設備設計（生産設備設計） (1)～(3) [略] (4) 標準技術者員数 [略]</p> <p style="text-align: right;">機械設備設計標準員数 表9-13</p>	<p>3 [略]</p> <p>4 企業内容等の調査 企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-4により行うものとする。 (1) [略] (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目 (3)～(8) [略]</p> <p>5～8 [略]</p> <p>第9 移転工法案の検討 [略]</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 機械設備設計（生産設備設計） (1)～(3) [略] (4) 標準技術者員数 [略]</p> <p style="text-align: right;">機械設備設計標準員数 表9-13</p>
[略]	[略]
<p>注1 本表の区分は、<u>表6-15</u>のとおりとする。 注2・注3 [略] 注4 本表の歩掛は、<u>表6-16</u>の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。</p>	<p>注1 本表の区分は、<u>表6-16</u>のとおりとする。 注2・注3 [略] 注4 本表の歩掛は、<u>表6-17</u>の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。</p>

現 行	改 正 後
<p style="text-align: right;">見積徴収技術者員数 表9-14</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: right;">見積徴収技術者員数 表9-14</p> <p>[略]</p>
<p>注1～注3 [略] 注4 本表は、表6-18を再掲したものである。</p>	<p>注1～注3 [略] 注4 本表は、表6-19を再掲したものである。</p>
<p style="text-align: right;">生産設備設計標準員数 表9-15</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: right;">生産設備設計標準員数 表9-15</p> <p>[略]</p>
<p>注1 本表の区分は、表6-19のとおりとする。 注2・注3 [略] 注4 本表の歩掛は、表6-20の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。</p>	<p>注1 本表の区分は、表6-20のとおりとする。 注2・注3 [略] 注4 本表の歩掛は、表6-21の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。</p>
<p style="text-align: right;">見積徴収技術者員数 表9-16</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: right;">見積徴収技術者員数 表9-16</p> <p>[略]</p>
<p>注1～注3 [略] 注4 本表は、表6-22を再掲したものである。 (5) [略]</p>	<p>注1～注3 [略] 注4 本表は、表6-23を再掲したものである。 (5) [略]</p>
<p>第10 [略]</p>	<p>第10 [略]</p>
<p>第11 再算定業務 [略] 1・2 [略] 3 再算定業務（再調査不要） 再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む。）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものと</p>	<p>第11 再算定業務 [略] 1・2 [略] 3 再算定業務（再調査不要） 再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む。）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものと</p>

現 行	改 正 後																																		
<p>する。ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」(6)及び(7)により行うものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>第12～第14 [略]</p> <p>第15 工損調査等 <u>工損調査</u>は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」(昭和61年4月25日中央用地対策連絡協議会理事会決定。以下「事務処理要領」という。)第1条の建物その他の工作物(以下「建物等」という。)について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査(以下「事前調査」という。)、第4条の調査(以下「事後調査」という。)並びに第7条に係る費用負担額の算定(以下「算定」という。)並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。</p> <p>[一] 事前調査、事後調査及び算定</p> <p>1 [略]</p> <p>2 現地踏査 [略]</p> <p style="text-align: right;">表15-1-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 目</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th>外 業</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>調 査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現地踏査</td> <td rowspan="3">業 務</td> <td rowspan="3">—</td> <td>技師 A</td> <td style="text-align: center;"><u>0.44人</u></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td style="text-align: center;"><u>0.44人</u></td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td style="text-align: center;"><u>0.44人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	調 査	現地踏査	業 務	—	技師 A	<u>0.44人</u>		技師 B	<u>0.44人</u>	技師 C	<u>0.44人</u>	<p>する。ただし、<u>見積徴収(部材等の見積りを除く。)</u>により再算定を行う場合は、<u>表6-13、表6-19、表6-23及び表6-27の「外業(調査)」と「内業(図面等・算定)」</u>により行うものとする。 <u>なお</u>、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」(6)及び(7)により行うものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>第12～第14 [略]</p> <p>第15 地盤変動影響調査等 <u>地盤変動影響調査等</u>は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」(昭和61年4月25日中央用地対策連絡協議会理事会決定。以下「事務処理要領」という。)第1条の建物その他の工作物(以下「建物等」という。)について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査(以下「事前調査」という。)、第4条の調査(以下「事後調査」という。)並びに第7条に係る費用負担額の算定(以下「算定」という。)並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。</p> <p>[一] 事前調査、事後調査及び算定</p> <p>1 [略]</p> <p>2 現地踏査 [略]</p> <p style="text-align: right;">表15-1-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 目</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th>外 業</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>調 査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現地踏査</td> <td rowspan="3">業 務</td> <td rowspan="3">—</td> <td>技師 A</td> <td style="text-align: center;"><u>0.39人</u></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td style="text-align: center;"><u>0.39人</u></td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td style="text-align: center;"><u>0.39人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	調 査	現地踏査	業 務	—	技師 A	<u>0.39人</u>		技師 B	<u>0.39人</u>	技師 C	<u>0.39人</u>
種 目					単 位		規 模				職 種	外 業		備 考																					
	調 査																																		
現地踏査	業 務	—	技師 A	<u>0.44人</u>																															
			技師 B	<u>0.44人</u>																															
			技師 C	<u>0.44人</u>																															
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																														
				調 査																															
現地踏査	業 務	—	技師 A	<u>0.39人</u>																															
			技師 B	<u>0.39人</u>																															
			技師 C	<u>0.39人</u>																															

現 行

改 正 後

4 事前調査

4 事前調査

(1) 建物等の調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物等の事前調査に要する直接人件費の積算は、表15-1-2により行うものとする。ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表15-1-2により行うものとする。ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。

なお、本歩掛に水準測量は含んでいないため、水準測量を実施する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表15-1-2

表15-1-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.60	0.21	—	0.81人	
			技師 B	0.60	0.17	—	0.77人	
			技師 C	0.60	0.79	—	1.39人	
			技師 D	—	0.27	—	0.27人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.72	0.22	—	0.94人	
			技師 B	0.72	0.20	—	0.92人	
			技師 C	0.72	0.88	—	1.60人	
			技師 D	—	0.27	—	0.27人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.33	0.14	—	0.47人	
			技師 B	0.33	0.17	—	0.50人	
			技師 C	0.33	0.51	—	0.84人	
			技師 D	—	0.22	—	0.22人	
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	0.29	0.12	—	0.41人	
			技師 B	0.29	0.32	—	0.61人	
			技師 C	0.29	0.55	—	0.84人	
			技師 D	—	0.35	—	0.35人	

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.78	0.30	—	1.08人	
			技師 B	0.78	0.93	—	1.71人	
			技師 C	0.78	0.56	—	1.34人	
			技師 D	—	0.58	—	0.58人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.93	0.34	—	1.27人	
			技師 B	0.93	0.82	—	1.75人	
			技師 C	0.93	0.66	—	1.59人	
			技師 D	—	0.50	—	0.50人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.55	0.25	—	0.80人	
			技師 B	0.55	0.63	—	1.18人	
			技師 C	0.55	0.33	—	0.88人	
			技師 D	—	0.47	—	0.47人	
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	0.59	0.22	—	0.81人	
			技師 B	0.59	0.92	—	1.51人	
			技師 C	0.59	0.19	—	0.78人	
			技師 D	—	0.54	—	0.54人	

現 行								改 正 後									
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	<u>0.89</u>	<u>0.23</u>	—	<u>1.12人</u>		非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	<u>1.07</u>	<u>0.39</u>	—	<u>1.46人</u>	
			技師 B	<u>0.89</u>	<u>0.47</u>	—	<u>1.36人</u>					技師 B	<u>1.07</u>	<u>1.13</u>	—	<u>2.20人</u>	
			技師 C	<u>0.89</u>	<u>1.21</u>	—	<u>2.10人</u>					技師 C	<u>1.07</u>	<u>0.78</u>	—	<u>1.85人</u>	
			技師 D	—	<u>0.35</u>	—	<u>0.35人</u>					技師 D	—	<u>0.68</u>	—	<u>0.68人</u>	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	<u>0.87</u>	<u>0.29</u>	—	<u>1.16人</u>		非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	<u>1.06</u>	<u>0.40</u>	—	<u>1.46人</u>	
			技師 B	<u>0.87</u>	<u>0.52</u>	—	<u>1.39人</u>					技師 B	<u>1.06</u>	<u>1.39</u>	—	<u>2.45人</u>	
			技師 C	<u>0.87</u>	<u>1.33</u>	—	<u>2.20人</u>					技師 C	<u>1.06</u>	<u>0.73</u>	—	<u>1.79人</u>	
			技師 D	—	<u>0.24</u>	—	<u>0.24人</u>					技師 D	—	<u>0.47</u>	—	<u>0.47人</u>	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	<u>0.45</u>	<u>0.19</u>	—	<u>0.64人</u>		非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	<u>0.67</u>	<u>0.30</u>	—	<u>0.97人</u>	
			技師 B	<u>0.45</u>	<u>0.28</u>	—	<u>0.73人</u>					技師 B	<u>0.67</u>	<u>0.77</u>	—	<u>1.44人</u>	
			技師 C	<u>0.45</u>	<u>0.85</u>	—	<u>1.30人</u>					技師 C	<u>0.67</u>	<u>0.48</u>	—	<u>1.15人</u>	
			技師 D	—	<u>0.24</u>	—	<u>0.24人</u>					技師 D	—	<u>0.59</u>	—	<u>0.59人</u>	
注1 [略] 注2 建物1棟が複数の区分所有者によって <u>共同所有</u> となっているときは、本表によらず表15-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。 <u>この場合、共同持分を1戸として計上するものとする。</u> 注3 [略]								注1 [略] 注2 建物1棟が複数の区分所有者 <u>又は借家人</u> によって <u>集合住宅</u> となっているときは、本表によらず表15-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。 注3 [略]									
[略]								[略]									
表15-1-3								表15-1-3									
[略]								[略]									
表15-1-4								表15-1-4									
[略]								[略]									
表15-1-5								表15-1-5									
[略]								[略]									

現 行								
表15-1-6								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物	戸	<u>130 m²程度</u>	技師 A	<u>0.40</u>	<u>0.06</u>	—	<u>0.46人</u>	
			技師 B	<u>0.40</u>	<u>0.25</u>	—	<u>0.65人</u>	
			技師 C	<u>0.40</u>	<u>0.16</u>	—	<u>0.56人</u>	
			技師 D	—	<u>0.12</u>	—	<u>0.12人</u>	

改 正 後								
表15-1-6								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物等	戸	<u>35 m²以上 65 m²未満</u>	技師 A	<u>0.36</u>	<u>0.11</u>	—	<u>0.47人</u>	
			技師 B	<u>0.36</u>	<u>0.22</u>	—	<u>0.58人</u>	
			技師 C	<u>0.36</u>	<u>0.18</u>	—	<u>0.54人</u>	
			技師 D	—	<u>0.14</u>	—	<u>0.14人</u>	

注1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-7の補正率を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表15-1-7

戸当たり延べ面積	35 m ² 未満	<u>35 m²以上 65 m²未満</u>	<u>65 m²以上 100 m²未満</u>	<u>100 m²以上 150 m²未満</u>	<u>150 m²以上 225 m²未満</u>
補正率	<u>0.80</u>	<u>1.00</u>	<u>1.30</u>	<u>1.80</u>	<u>2.40</u>

<u>225 m²以上 300 m²未満</u>	<u>300 m²以上 500 m²未満</u>	<u>500 m²以上 700 m²未満</u>
<u>3.00</u>	<u>4.00</u>	<u>5.30</u>

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表15-1

現 行

改 正 後

敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表15-1-7により行うものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-8の補正率表を適用するものとする。

-8により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率表を適用するものとする。

なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表15-1-7

表15-1-8

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工作物	箇所	100 m ² 以上 500 m ² 未満	技師 A	0.21	0.06	—	0.27人	
			技師 B	0.21	—	—	0.21人	
			技師 C	0.21	0.47	—	0.68人	
			技師 D	—	0.09	—	0.09人	

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工作物	箇所	100 m ² 以上 300 m ² 未満	技師 A	0.43	0.18	—	0.61人	
			技師 B	0.43	0.38	—	0.81人	
			技師 C	0.43	0.44	—	0.87人	
			技師 D	—	0.32	—	0.32人	

注 建物調査の歩掛(表15-1-2)を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

注 1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注 2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率を適用するものとする。

表15-1-8

表15-1-9

敷地の面積	100 m ² 未満	100 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10

敷地の面積	100 m ² 未満	100 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 630 m ² 未満	630 m ² 以上 1,300 m ² 未満	1,300 m ² 以上 2,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10

3,000 m²以上
5,000 m²未満

5.70

2,000 m²以上
3,300 m²未満

5.70 7.70

現 行								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
5 事後調査（中間調査） (1) 建物等の調査 建物敷地内の建物等の事後調査及び中間調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、 <u>表15-1-9</u> により行うものとする。								
<u>表15-1-9</u>								
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.53</u>	<u>0.23</u>	—	<u>0.76人</u>	
			技師 B	<u>0.53</u>	<u>0.23</u>	—	<u>0.76人</u>	
			技師 C	<u>0.53</u>	<u>0.43</u>	—	<u>0.96人</u>	
			技師 D	—	<u>0.24</u>	—	<u>0.24人</u>	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.64</u>	<u>0.23</u>	—	<u>0.87人</u>	
			技師 B	<u>0.64</u>	<u>0.23</u>	—	<u>0.87人</u>	
			技師 C	<u>0.64</u>	<u>0.54</u>	—	<u>1.18人</u>	
			技師 D	—	<u>0.24</u>	—	<u>0.24人</u>	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.25</u>	<u>0.25</u>	—	<u>0.50人</u>	
			技師 B	<u>0.25</u>	<u>0.26</u>	—	<u>0.51人</u>	
			技師 C	<u>0.25</u>	<u>0.14</u>	—	<u>0.39人</u>	
			技師 D	—	<u>0.27</u>	—	<u>0.27人</u>	
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	<u>0.27</u>	<u>0.27</u>	—	<u>0.54人</u>	
			技師 B	<u>0.27</u>	<u>0.28</u>	—	<u>0.55人</u>	
			技師 C	<u>0.27</u>	<u>0.16</u>	—	<u>0.43人</u>	
			技師 D	—	<u>0.28</u>	—	<u>0.28人</u>	

改 正 後								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
5 事後調査（中間調査） (1) 建物の調査 建物敷地内の建物の事後調査及び中間調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、 <u>表15-1-10</u> により行うものとする。 <u>ただし、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。</u> <u>なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。</u>								
<u>表15-1-10</u>								
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.71</u>	<u>0.26</u>	—	<u>0.97人</u>	
			技師 B	<u>0.71</u>	<u>0.74</u>	—	<u>1.45人</u>	
			技師 C	<u>0.71</u>	<u>0.45</u>	—	<u>1.16人</u>	
			技師 D	—	<u>0.65</u>	—	<u>0.65人</u>	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.84</u>	<u>0.37</u>	—	<u>1.21人</u>	
			技師 B	<u>0.84</u>	<u>0.66</u>	—	<u>1.50人</u>	
			技師 C	<u>0.84</u>	<u>0.61</u>	—	<u>1.45人</u>	
			技師 D	—	<u>0.50</u>	—	<u>0.50人</u>	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	<u>0.46</u>	<u>0.23</u>	—	<u>0.69人</u>	
			技師 B	<u>0.46</u>	<u>0.74</u>	—	<u>1.20人</u>	
			技師 C	<u>0.46</u>	<u>0.32</u>	—	<u>0.78人</u>	
			技師 D	—	<u>0.55</u>	—	<u>0.55人</u>	
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	<u>0.57</u>	<u>0.28</u>	—	<u>0.85人</u>	
			技師 B	<u>0.57</u>	<u>0.65</u>	—	<u>1.22人</u>	
			技師 C	<u>0.57</u>	<u>0.23</u>	—	<u>0.80人</u>	
			技師 D	—	<u>0.51</u>	—	<u>0.51人</u>	

現 行								改 正 後									
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.85	0.21	—	1.06人		非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	1.17	0.36	—	1.53人	
			技師 B	0.85	0.36	—	1.21人					技師 B	1.17	0.65	—	1.82人	
			技師 C	0.85	0.62	—	1.47人					技師 C	1.17	0.33	—	1.50人	
			技師 D	—	0.37	—	0.37人					技師 D	—	0.60	—	0.60人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.80	0.27	—	1.07人		非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	1.00	0.38	—	1.38人	
			技師 B	0.80	0.34	—	1.14人					技師 B	1.00	0.73	—	1.73人	
			技師 C	0.80	0.54	—	1.34人					技師 C	1.00	0.54	—	1.54人	
			技師 D	—	0.51	—	0.51人					技師 D	—	0.74	—	0.74人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.47	0.20	—	0.67人		非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.66	0.23	—	0.89人	
			技師 B	0.47	0.26	—	0.73人					技師 B	0.66	0.68	—	1.34人	
			技師 C	0.47	0.27	—	0.74人					技師 C	0.66	0.38	—	1.04人	
			技師 D	—	0.39	—	0.39人					技師 D	—	0.63	—	0.63人	

注1 [略]

注2 建物1棟が複数の区分所有者により共同所有となっているときは、本表によらず表15-1-10により直接人件費の積算を行うものとする。
この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

表15-1-10

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物	戸	130 m ² 程度	技師 A	0.25	0.06	—	0.31人	
			技師 B	0.25	0.08	—	0.33人	
			技師 C	0.25	0.12	—	0.37人	
			技師 D	—	0.08	—	0.08人	

注1 [略]

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表によらず表15-1-11により直接人件費の積算を行うものとする。

表15-1-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物等	戸	35 m ² 以上 65 m ² 未満	技師 A	0.20	0.11	—	0.31人	
			技師 B	0.20	0.13	—	0.33人	
			技師 C	0.20	0.07	—	0.27人	
			技師 D	—	0.09	—	0.09人	

注1 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-7の補正率表を適用するものとする。

現 行

改 正 後

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみ調査を行うものであり、工作物の事後調査及び中間調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表15-1-11によるものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-8の補正率表を適用するものとする。

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事後調査及び中間調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表15-1-12によるものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率表を適用するものとする。
なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表15-1-11

表15-1-12

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.21	0.12	—	0.33人	
			技師 B	0.21	—	—	0.21人	
			技師 C	0.21	0.24	—	0.45人	
			技師 D	—	0.13	—	0.13人	

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
工作物	棟	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.41	0.21	—	0.62人	
			技師 B	0.41	0.38	—	0.79人	
			技師 C	0.41	0.28	—	0.69人	
			技師 D	—	0.34	—	0.34人	

注 建物調査の歩掛(表15-1-9)を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみ調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率を適用するものとする。

6 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-1-12により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元によ

6 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-1-13により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元によ

現 行

る算定の場合は、本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表15-1-12

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	—	<u>0.23</u>	<u>0.15</u>	<u>0.38人</u>	
			技師 C	—	<u>0.58</u>	<u>0.13</u>	<u>0.71人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.11</u>	<u>0.11人</u>	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	—	<u>0.39</u>	<u>0.26</u>	<u>0.65人</u>	
			技師 C	—	<u>1.00</u>	<u>0.32</u>	<u>1.32人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.13</u>	<u>0.13人</u>	
区分所有建物	戸	<u>130 m²程度</u>	技師 A	—	<u>0.04</u>	<u>0.06</u>	<u>0.10人</u>	
			技師 C	—	<u>0.31</u>	<u>0.12</u>	<u>0.43人</u>	
			技師 D	—	—	0.04	0.04人	
工作物	箇所	100 m ² 以上 <u>500 m²未満</u>	技師 A	—	<u>0.19</u>	<u>0.13</u>	<u>0.32人</u>	
			技師 C	—	<u>0.39</u>	<u>0.08</u>	<u>0.47人</u>	
			技師 D	—	—	0.08	0.08人	

注1 [略]

注2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-5及び表15-1-8の補正率を適用するものとする。

改 正 後

る算定の場合は、本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表15-1-13

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	—	<u>0.21</u>	<u>0.12</u>	<u>0.33人</u>	
			技師 C	—	<u>0.72</u>	<u>0.24</u>	<u>0.96人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	—	<u>0.38</u>	<u>0.26</u>	<u>0.64人</u>	
			技師 C	—	<u>1.14</u>	<u>0.34</u>	<u>1.48人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.15</u>	<u>0.15人</u>	
区分所有建物等	戸	<u>35 m²以上</u> <u>65 m²未満</u>	技師 A	—	<u>0.10</u>	<u>0.07</u>	<u>0.17人</u>	
			技師 C	—	<u>0.25</u>	<u>0.13</u>	<u>0.38人</u>	
			技師 D	—	—	0.04	0.04人	
工作物	棟	100 m ² 以上 <u>300 m²未満</u>	技師 A	—	<u>0.18</u>	<u>0.12</u>	<u>0.30人</u>	
			技師 C	—	<u>0.41</u>	<u>0.13</u>	<u>0.54人</u>	
			技師 D	—	—	0.08	0.08人	

注1 [略]

注2 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-5、表15-1-7及び表15-1-9の補正率を適用するものとする。

現 行	改 正 後
<p>[二] 費用負担の説明 1～5 [略] 6 <u>水準測量調査</u> <u>地盤変動影響調査算定要領第9条第2項第1号の調査に当たり、建物の土台及び地盤高等を「水準測量」で計測しようとする場合は、毎年度国土交通省が公表する「設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)」中第1編第2章第3節水準測量(4級水準測量観測)によるものとする。</u> <u>なお、歩掛の採用に当たっては、次の各号に基づき行うものとする。</u> 一 <u>事前調査及び事後調査(中間を含む。)の水準測量に適用する。</u> 二 <u>起業地の水準測量の既知点については、請負者に計測簿を貸与するものとする。</u> 三 <u>水準測量の直接人件費の積算は、次の算式による。</u> <u>直接人件費 = 1 km 当たり単価 × 今回計測延長(km)</u> 四 <u>計測延長は、次のとおりとする。</u> <u>調査対象の建物の4面(東西南北の側面)の延長総和に、最短既知点から最短の調査対象の建物までの距離を加えるものとし、単位を「km」とする。</u> <u>なお、端数処理については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの値とする。</u> 五 <u>精度管理費は、(水準測量に要する直接人件費 + 機械経費) × 精度管理費係数(0.09)により算定するものとする。</u> 六 <u>諸経費については、測量の諸経費率を適用する。</u></p>	<p>[二] 費用負担の説明 1～5 [略]</p>